

## 令和3年度 郷土芸能保存奨励補助金

評価表 NO.

所管部課名	教育部 文化課	担当者	菊地 恵					
事業費名称	文化財保護事業費							
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金交付要綱、郷土芸能保存奨励補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和3年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他					
	1,675千円	1,675千円						
	千円	千円	千円					
	その他の内容							
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	会議開催状況	80回	令和8年度					
成果指標②	郷土芸能伝承のための活動状況	650回	令和8年度					
補助対象者	市内郷土芸能保存団体							
補助対象経費	郷土芸能伝承のための後継者育成及び発表などの公開を通して、郷土文化の振興を図るものであること。(報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費)							
補助対象事業・活動の内容	郷土芸能公演等の開催及び保存伝承のための衣装等準備							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	国指定：60,000円 県指定：40,000円 市指定：30,000円 未指定：23,000円							
上記項目の積算方法								
補助を受ける3カ年事業の決算状況等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	8,414,155	70.1%	8,024,641	72.7%	2,268,022	47.0%
		会費収入	535,260	4.5%	459,780	4.2%	241,400	5.0%
		事業収入	1,479,770	12.3%	999,932	9.1%	226,480	4.7%
		寄付金・その他助成	6,399,125	53.3%	6,564,929	59.5%	1,800,142	37.3%
		市補助金	1,501,000	12.5%	1,474,000	13.4%	1,414,000	29.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)	2,087,627	17.4%	1,533,808	13.9%	1,142,166	23.7%
	計	12,002,782	100.0%	11,032,449	100.0%	4,824,188	100.0%	
	支出	事業費	7,076,481	59.0%	6,165,773	55.9%	3,033,400	62.9%
		人件費	3,627,950	30.2%	3,554,900	32.2%	678,540	14.1%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	1,298,351	10.8%	1,311,776	11.9%	1,112,248	23.1%
計	12,002,782	100.0%	11,032,449	100.0%	4,824,188	100.0%		
支出計/前年度支出計				91.9%		43.7%		
自己資金/前年度自己資金				95.4%		28.3%		
翌年度繰越金/市補助金		86.5%		89.0%		78.7%		
交付件数	52		49		47			
成果指標の推移①	117		127		133			
成果指標の推移②	517		547		250			
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続 【前回評価への回答】特になし 【事業のPR方法】市主催のイベント等への出演による活動の周知 【費用対効果】補助金により活動が維持継続できているため、費用対効果は大きいと思われる。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市民が地域の伝統芸能に触れる機会が増加することで、文化財や地域文化の大切さを認識し、地域文化振興に寄与するものと思われる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	B	年間を通じての郷土芸能の活動や備品修理・購入のための積立金の一部にもなるため、必要性は高いものと思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	C	練習や奉納・披露などの活動自体が保存・継承そのものであり「伝承のための活動回数」等は市民ニーズに合致している。また補助金の使途は活動そのものや備品の購入等に充てられており郷土芸能の保存継承に適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	郷土芸能は地域の文化財であるため、地域の保存会が行う方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	B	協賛金や会費を徴収するなど自主財源を積極的に確保する団体も一部あるが、殆どが自主財源に乏しい状況にあり、補助金は必要である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	補助額は「予算で定める額以内」とされており、明確な根拠とは言い難い。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 郷土芸能は少子化や過疎化に伴い保存継承が困難となっている。当該補助事業を継続することで、住民が地域の伝統芸能に触れる機会が増え、文化財や地域文化の大切さを認識させ、地域文化振興に寄与するとともに地域の活性化にもつながるものと思われる。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫  当該補助金の交付だけでなく、市主催のイベント等への出演依頼を行うなど、引き続き保存継承に向けて支援を行いたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ≪まとめ≫

## 郷土芸能保存奨励補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる郷土芸能保存奨励補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 郷土芸能保存奨励補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 郷土芸能伝承のための後継者育成及び発表などの公開を通して、郷土文化の振興を図るものであること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合。

(補助金の額)

第3条 郷土芸能保存奨励補助金の額は、次条に定める経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、予算に定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 郷土芸能保存奨励補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 備品購入費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費についてはこの限りではない。

(交付の申請)

第5条 郷土芸能保存奨励補助金の交付の申請に係る、規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年9月30日とする。

2 郷土芸能保存奨励補助金の交付の申請に係る、規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類。

(交付の基準)

第6条 郷土芸能保存奨励補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に郷土芸能保存奨励補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 郷土芸能保存奨励補助金の実績報告は、規則第15条に定めた書類により行うものとする。

(効果の測定)

第8条 郷土芸能保存奨励補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 会議開催状況

(2) 郷土芸能伝承のための活動状況

(補助事業者等の責務)

第9条 郷土芸能保存奨励補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の文化教育施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める  
附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。